

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
業務用車両借上げ役務 (マイクロバス)	茨城地本-Z-010031	
	作 成	令和8年 5月18日
	変 更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部募集課

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部において使用する業務用車両借上げ役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、関係法令及び規則等による。

1.3 一般事項

a) 賃貸借期間

令和8年6月19日（金）1800から令和8年6月20日（土）1800

b) 概算走行距離

300km（予定）

c) 引渡及び返納場所

水戸駅周辺

2 賃貸借に関する要求

2.1 利用クラス

a) 車 種

マイクロバス 1台

b) 乗車定員

24～29名

2.2 装備品

カーナビゲーション、ETC車載器、ドライブレコーダー

2.3 燃 料

受領時：満タン・返納時：給油不用

2.4 各種保険等の加入

下記保険、補償の条件に加入しているものとし、保険保証料及びその免責額については、契約相手方の負担とする。

a) 対人補償

1名につき無制限（自賠責保険含む）

b) 対物補償

1事故につき無制限

c) 車両補償

1事故につき時価まで

d) **人身傷害補償**

3000万円まで/1名につき（定員まで）

e) **免責補償**

加入する。

f) **営業補償料（ノンオペレーションチャージ）**

免除するプランに加入する。

2.5 **搬出入時における使用器資材等**

本役務において必要とする器資材等は、すべて契約相手方が準備するものとする。

3 **品質保証**

3.1 **賃貸借間中の保守**

製品の機能に関して、通常の状態で使用できることを役務の内容とし、故障等発生時において直ちに同等の代替車両を用意するか保守員を派遣し、機能回復を行うものとする。又、保守・修理等に要した部品を含める費用については、契約相手方の負担とする。

3.2 **検査**

検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

3.3 **製品保証**

官側の過失がなく、破損等が発生した場合は、契約相手方の責により現状回復を行うものとする。

4 **その他の指示**

4.1 **履行にかかる費用**

製品等の搬入及び搬出等を含め、発生する保険料等を含む各種諸費用は契約相手方負担とする。

4.2 **軽微な変更**

軽微な変更を要する場合は、契約担当官と調整し、金額及び納期変更を要しない範囲で変更できるものとする。

5 **仕様書に関する疑義**

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議の上、その指示を受けなければならない。本仕様書明記されていない事項で、関係法令上、突然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、官側と協議の上、その指示を受けなければならない。